

## ■補償金を支払わない主な場合(1)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、レンタルユーザーが次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、補償金を支払いません。

- ① レンタルユーザー（注1）の故意によって生じた損害賠償責任
- ② レンタルユーザーと第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ レンタルユーザーが、所有、使用または管理する財物を滅失、破損もしくは汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ レンタルユーザーと生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ レンタルユーザーの使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（注2）または騒擾じょう、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体（注3）もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（注4）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

### （注1）レンタルユーザー

レンタルユーザーの理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

### （注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

### （注3）気体

煙、蒸気、じんあい等を含みます。

### （注4）ラジオ・アイソトープ

ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

■補償金を支払わない場合(2)－①

当社は、補償金を支払わない場合(1)に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、補償金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- ② 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害
  - ア. 航空機
  - イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
  - ウ. 昇降機(注1)
  - エ. 自動車(原動機付自転車を含みます)
  - オ. 施設外における船舶または車両(注2)
- ③ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくははいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくははいつ出による財物の損害
- ④ レンタルユーザーの占有を離れたフォークリフトによる他人もしくは他の財物への損害
- ⑤ 仕事の完成(注3)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害

(注1) 昇降機

財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。

(注2) 船舶または車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注3) 仕事の完成

仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

■補償金を支払わない場合(2)－②

- (1) 当社は、レンタルユーザーが行うLPガス販売業務の遂行(注1)に起因して生じた損害に対しては補償金を支払いません。
- (2) この保険契約においてLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、器具(注2)の販売、貸与ならびに配管、器具(注2)の取付け・取替え、器具(注2)・導管の点検・修理などの作業を含みます。

(注1) LPガス販売業務の遂行

LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

(注2) 器具

LPガス容器その他のガス器具をいいます。

■補償金を支払わない場合(2)－③

(1)当社は、石油物質が保険証券記載の施設から公共水域(注)へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、補償金を支払いません。

①水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任

②水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任

(2)当社は、石油物質がレンタルユーザーの施設から流出し、公共水域(注)の水を汚染した場合はそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用に対しては、レンタルユーザーが支出したと否とを問わず保険金を支払いません。

(3)この補償制度において石油物質とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類

②①の石油類より誘導される化成品類

③①または②のいずれかに該当する物質を含む混合物、廃棄物および残さ

(注) 公共水域

海、河川、湖沼および運河をいいます。

■補償金を支払わない場合(2)－④

当社は、直接であると間接であるとを問わず、レンタルユーザーまたはその使用人その他レンタルユーザーの業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、補償金を支払いません。

① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的随胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。

② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

③ ①または②に規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為。

※その他にも補償金をお支払できない場合がございます。具体的な事案のご相談に関しては、埼玉ユニキャリア販売株式会社 営業部 業務課 までお問い合わせください。